

滋賀医科大学医学部附属病院長選考基準

平成30年 1月10日
滋賀医科大学長

滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程第4条の規定に基づき、病院長選考基準を次のとおり定める。

1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育・研究・診療活動を適切にかつ効率的に運営することができる者。
※医学系教授の経験を有する者が望ましい。
2. 医療安全、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者。
3. 附属病院または附属病院以外の病院での組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有する者
※病院長または副病院長の経験を有することが望ましい。
4. 「滋賀医科大学医学部附属病院の理念及び基本方針」に基づいた病院運営を遂行できる者。

滋賀医科大学医学部附属病院の理念及び基本方針

【理念】

信頼と満足を追求する『全人的医療』

【基本方針】

- ・患者さんと共に歩む医療を実践します
- ・信頼・安心・満足を提供する病院を目指します
- ・あたたかい心で質の高い医療を提供します
- ・地域に密着した大学病院を目指します
- ・先進的で高度な医療を推進します
- ・世界に通用する医療人を育成します
- ・健全な病院経営を目指します